

第3期多可町障がい者基本計画 及び 第5期多可町障がい福祉計画 (第1期多可町障がい児福祉計画を含む) 【概要版】



今回の「元号改正」に伴い、本計画では便宜上元号表記を「平成」とし、平成31年5月以降は新元号に読み替えていきます。

平成30年3月
多 可 町

計画策定の背景と趣旨

従来の障害者自立支援法が、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正施行され、障がい者の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められ、平成30年4月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

深刻化している家庭や施設での障がい者に対する虐待を防ぐため、平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

また、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行されました。地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

このように障がい者を取り巻く環境の変化が激しくなるなか、「第2期障がい者基本計画」及び「第4期障がい福祉計画」が平成29年度をもって計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況や制度改正の方向を踏まえつつ、「第3期障がい者基本計画」及び「第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画を含む）」を策定し、障がいのある人の生活を支えるための具体的な取り組みを明らかにします。

計画の期間

障がい者基本計画は、平成30年度から平成35年度までの6か年を第3期計画期間とし、障がい福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3か年を第5期計画期間とします。

なお、障がい者関連施策の変化や、障がい者のニーズ、社会情勢の変化などに対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

計画の基本理念

この計画は、ライフステージのすべての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、自らの意思で選択し、行動し、可能な限り自立した生活を創造するための「リハビリテーション」の理念と、障がいは単なる身体的又は精神的属性で誰もがその可能性を持つものであり、常に、障がいのある人もない人もともに生活できる社会こそが正常な社会であるという「ノーマライゼーション」の理念を基本理念とします。

また、障がいのあるなしや、それぞれの違いを超えて、すべての生活者を前提としたものづくりや環境づくりをすすめる、障がいのある人が、住みなれた地域でその能力を最大限に発揮しながら、自立した生活を送れる環境を整備し、障がいのある人もない人も、ともに暮らし、自立し、社会参加できる「ユニバーサルデザイン」によるまちづくりを目指します。

施策の体系

【 基本理念 】

みんなが笑顔で

みんなが住みたくなるまちを

みんなでつくる

【 基本目標 】

【 基本施策 】

『啓発・理解』
～ともに支えあい、
助けあう～

1. 啓発と理解
の促進

- (1) 障がい、障がい者への理解促進と啓発活動の充実
- (2) ボランティアの育成
- (3) 団体による啓発活動

『くらし』
～住みなれた地域
でいきいきと
くらす～

2. 地域における
生活支援の充実

- (1) 相談支援体制の整備
- (2) 関係機関のネットワークやみんなで支える仕組み
- (3) 在宅支援のための各種サービスの充実
- (4) 家族への支援の充実
- (5) 障がい者の拠点（居場所づくり）の推進
- (6) 生活の場の確保
- (7) 経済的支援の充実

『しごと』
～おもいきり能力
を発揮しよう～

3. 保健・医療
サービスの充実

- (1) 病気の予防と早期発見・早期治療
- (2) 療育システムの体制づくり
- (3) 障がい者医療の充実

4. 安心して安全
なまちづくり
の推進

- (1) 障がい者の権利擁護の推進
- (2) 災害などの緊急時の対応の確立

『子育て・教育』
～のびのび育とう・
育てよう～

5. 就労の場の
充実と支援
体制の整備

- (1) 就労の場の確保と雇用の促進
- (2) 就労支援体制の充実
- (3) 行政の役割

『社会参加』
～みんな同じ、
みんなが主役～

6. とともに学び・
育つ教育
環境の充実

- (1) 障がい児保育・教育の充実
- (2) 子どもたちへの啓発・人権教育
- (3) 子どもの居場所づくりの推進
- (4) 障がい特性に応じた専門的支援
- (5) 教職員等の研修・情報交換の充実

7. まちとこころの
バリアフリー

- (1) 移動支援の推進
- (2) 余暇活動の充実
- (3) 分かりやすい、利用しやすい情報提供
- (4) 障がい別情報提供、コミュニケーション支援の充実
- (5) 情報バリアフリー化の推進
- (6) バリアフリーのまちづくりの促進

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末（平成29年3月31日）時点の施設入所者を基準に、平成32年度末時点における「入所者削減数」及び「地域生活移行者数」の目標値を設定します。

(単位：人)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	【実績】	【実績】	【見込み】	【目標値】	【目標値】	【目標値】
新規入所者	0	0	1	0	1	0
地域生活移行者	0	0	0	1	1	1
上記以外退所者	0	0	0	0	0	0
入所者数	24	24	25	24	24	23

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にむけた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置をすすめていきます。

近隣市の動向を確認しながら、近隣市との共同設置も視野に入れて検討していきます。

(単位：か所)

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	【目標値】	【目標値】	【目標値】
	(31年3月)	(32年3月)	(33年3月)
設置数	0	0	1

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、地域移行の相談、一人暮らしの体験機会、緊急時の受入対応等の機能を包括する地域生活支援拠点等を整備していきます。

(単位：か所)

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	【目標値】	【目標値】	【目標値】
	(31年3月)	(32年3月)	(33年3月)
設置数	0	0	1

（４）福祉施設から一般就労への移行促進

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行した人は、毎年数人というのが近年の傾向です。就労継続支援Ａ型・Ｂ型の事業所から一般就労に繋がるケースがあり、今後も更なる雇用の拡大を目指して、福祉施設や相談支援事業所等の関係機関との連携を深めていきます。

（単位：人）

平成 30 年度 【年間目標値】	平成 31 年度 【年間目標値】	平成 32 年度 【年間目標値】	説明
1	1	1	各年度で福祉施設から一般就労への移行者数。

② 就労移行支援利用者数の増加

福祉施設から一般就労への移行の推進のためのサービスであり、関係機関との連携が進むなかで利用の増加を見込みます。

（単位：人）

平成 30 年度 【年間目標値】	平成 31 年度 【年間目標値】	平成 32 年度 【年間目標値】	説明
2	3	4	関係機関との連携が進むなかで利用の増加を見込みます。

（５）障がい児支援の提供体制の整備

① 障がい児の相談に係る統一の窓口の整備

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を検討するとともに、障がい児の相談に係る統一の窓口を整備していきます。

（単位：か所）

平成 30 年度末 【目標整備数】	平成 31 年度末 【目標整備数】	平成 32 年度末 【目標整備数】	説明
0	0	1	平成 32 年度末までに統一の窓口を 1 か所整備する予定。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを進めていきます。

（単位：か所）

平成 30 年度末 【体制構築】	平成 31 年度末 【体制構築】	平成 32 年度末 【体制構築】	説明
—	—	構築する	平成 32 年度末までに多可町内に利用できる体制を構築する予定。

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を整備していきます。

(単位：か所)

平成 30 年度末 【目標事業所数】	平成 31 年度末 【目標事業所数】	平成 32 年度末 【目標事業所数】	説 明
1	1	1	平成 27 年 12 月から「医療福祉センターのぎく」で事業を開始しています。

④ 放課後等デイサービスの整備

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を整備していきます。

(単位：か所)

平成 30 年度末 【目標事業所数】	平成 31 年度末 【目標事業所数】	平成 32 年度末 【目標事業所数】	説明
1	2	2	新たに 1 か所の開設を見込みます。

⑤ 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置をすすめていきます。それに先だって、障がい福祉と教育の分野の協議の場については平成 30 年度に設ける予定です。

(単位：か所)

平成 30 年度末 【目標設置数】	平成 31 年度末 【目標設置数】	平成 32 年度末 【目標設置数】	説明
(1)	(1)	1	平成 32 年度末までに多可町内に 1 か所整備する予定。

・() の数値は、障がい福祉と教育の分野の協議の場の設置予定数です。

(6) 町から福祉施設等への優先発注

障がい者就労施設等を利用する障がい者が地域でより自立した生活を送れるよう、障がい者就労施設等からの物品等の調達を促進していきます。

平成 30 年度 【年間目標値】	平成 31 年度 【年間目標値】	平成 32 年度 【年間目標値】	説明
10 件 3,000 千円	10 件 3,000 千円	10 件 3,000 千円	シカ肉処理の発注が加わり、今後も同程度を見込みます。

障がい福祉サービス等の見込み量

(1) 訪問系サービス

サービス名	単位	実績（見込）	見込量			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
居宅介護	時間/月	219	220	230	240	
	人/月	19	20	21	22	
重度訪問介護	時間/月	0	60	60	60	
	人/月	0	1	1	1	
同行援護	時間/月	48	50	60	60	
	人/月	3	3	4	4	
行動援護	時間/月	0	0	0	0	
	人/月	0	0	0	0	
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	
	人/月	0	0	0	0	

(2) 日中活動系サービス

サービス名	単位	実績（見込）	見込量			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
生活介護	人日/月	885	900	900	920	
	人/月	47	47	47	48	
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	0	22	22	22	
	人/月	0	1	1	1	
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	0	22	22	22	
	人/月	0	1	1	1	
就労移行支援	人日/月	20	20	30	40	
	人/月	2	2	3	4	
就労継続支援 （A型）	人日/月	604	620	620	660	
	人/月	32	32	32	34	
就労継続支援 （B型）	人日/月	1161	1210	1210	1250	
	人/月	67	70	70	72	
就労定着支援	人/月	-	0	1	1	
療養介護	人/月	10	10	10	11	
短期入所 （ショートステイ）	人日/月	115	140	160	170	
	人/月	15	18	20	22	

(3) 居住系サービス

サービス名	単位	実績（見込）	見込量		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	人/月	-	0	0	1
共同生活援助	人/月	13	16	16	17
施設入所支援	人/月	25	24	24	23

(4) 相談支援

サービス名	単位	実績（見込）	見込量		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人/月	25	28	30	35
地域移行支援	人/月	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	1	1	1

障がい児通所支援サービス等の見込み量

サービス名	単位	実績（見込）	見込量		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人日/月	6	6	12	18
	人/月	1	1	2	3
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	50	50	100	150
	人/月	6	6	10	15
保育所等訪問支援	人日/月	0	2	2	2
	人/月	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	1	2	6	12
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/月	0	0	0	1

第3期多可町障がい者基本計画及び第5期障がい福祉計画
（第1期多可町障がい児福祉計画を含む）【概要版】

平成 30 年 3 月

発行：多可町 福祉課

〒679-1114 兵庫県多可郡多可町中区岸上 281-51

TEL：0795-32-5120

FAX：0795-32-1937